

会 議 概 要

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 会 議 名 | 令和7年度 第1回安曇野市差別撤廃人権擁護審議会 |
| 2 | 日 時 | 令和7年7月31日（木）午後2時から午後4時10分 |
| 3 | 会 場 | 市役所本庁舎4階 大会議室 |
| 4 | 出 席 者 | （敬称略） 尾碁ゆみ、菊池聡、松岡信之、帶刀佳郎、塩野治幸、山口敬之、
嶋田奈麻美、西山直美、降旗幸子、石田悠真、森下右里子、葦木啓夏 |
| 5 | 担当課出席者 | 人権共生課長 櫻井、岡村、大場 |
| 6 | 公開・非公開の別 | 公開 |
| 7 | 傍聴人 | 0人 記者 0人 |

- | | |
|---|---|
| 1 | 開会（人権共生課長） |
| 2 | あいさつ |
| 3 | 協議事項 【発言者 ◎会長 / ・委員 / ⇒人権共生課、生涯学習課】
（1）審議会の協議事項と開催方法の変更について（人権共生課説明）
【質疑応答】
・多様性の審議会との関係性はどうか。
⇒引き続き、兼務をお願いしたい。
・多様性を尊重し合う共生社会づくり審議会は引き続き行うということで、よいか。
⇒多様性を尊重し合う共生社会づくり審議会はこれまで通り定期的に開催する。
・これまで本審議会で審議されたものとして、犯罪被害者支援条例を令和5年度に策定したが、
経緯はどうか。誰からの提案か。
⇒市からの提案。条例を策定する予定はあったが、当時他市で大きな事件が起こったことで被害
者支援の条例を策定するよう機運が高まり、前倒して策定した経緯がある。当時、本来市長
からの諮問があつて、諮るべきだったと考えている。
・今後は市長からの諮問がなければ、市からの提案等は行われたいという認識で良いか。
⇒多様性を尊重し合う共生社会づくり審議会の後、少し時間をいただいて情報共有等を図り、委
員の皆さんからの提案があつた場合等、必要があれば、市長からの諮問を経て、皆さんに諮り
たい。
◎不定期開催となれば、問題が生じたときに開催するとなれば、タイムリーな開催は難しいかも
しれない。みんなからの情報を共有する場があれば安心できる。
・年に一度程度開催して、その他必要な時に開催できるようになればよい。
⇒事務局としても当初考えたが、内容について何について話し合うのか難しい面もある。事案が
あれば皆さんへの共有も考えるが、各担当課からどこまで情報の取得できるのか、人権に関す
る課題ではなおさら、プライバシー保護の面でもハードルがある。不確実な情報の中で審議し
てもらうのは難しい。
◎プライバシーの観点で共有が難しい、不明確になることは理解できる。漠然としたものでもど
こにどのような問題があるのかを知る機会があればよいと思う。
・どの段階で諮問が行われるか。その判断はどのようなものか。未然防止の観点から、どのよう
な事案があるのか、諮問にあたるかどうか情報共有があれば。 |

⇒諮問は市長が行う。諮問があれば、それについてかなり深く議論していただくことになる。

・諮問が出るまでは、委員は知らないということか。

⇒多様性を尊重し合う共生社会づくり審議会の方で、委員間での共有は行いたい。諮問に当たるかどうかは事務局で考えながら、必要があれば市長から諮問を受ける形になると思う。

・これまでのやり方が違ったということか。

⇒事務局としてはそのように考えている。

・せっかくこれだけの人材がそろっているのだから、審議会という形でなく情報交換や課題共有の場とするのはいかがか。

⇒審議会とは切り離して考えるのであれば、有効であると思う。

◎良い提案だと思うので、検討していただきたい。

・趣旨はよくわかる。正常な状態に戻すということ。ただ、これまでの委員の意見としては、発議ができないことが課題という指摘だと思う。規則、内規をつくり、それに基づいて行うことが必要。

⇒会の中で発議を取り上げることができれば、開催の根拠につながる。委員の皆様から出しているだけなのであれば、会の存在意義にもなる。

・タイムリーに動ける会にするということが課題。人権課題はなかなか上がってこない。どのように声を拾うかということも課題。

⇒最終手段として、公的な相談先に相談するということが多い。よりアンテナを高くし、困っている人に届くように考えていかなくてはならない。現在の条例において、本会は、諮問に応じて開催となっているが、多様性を尊重し合う共生社会づくり審議会の条例では、会長が招集できることになっている。このような形であれば開催のハードルが下がる。

◎今回事務局の提案を受け入れるということによろしいか。

・異議なし

◎今後の開催については、事務局の提案通り、今後進めていただく。

(2) その他

・協議事案がないということは、現在、本会で審議すべき事案がないということによいか。

⇒市長の諮問を受けるような事案はないと承知している。

・もしそういう情報があれば、ここで共有していただける形で話していただければ。

◎人権に係る事案が全くないと言い切れるかというのは難しいと思うが、事案の大小はあっても、それを話せる場があれば話しやすい。

・資料5の人権課題一覧は市の課題なのか。これらのどのような相談があるかといった程度でも構わないので、共有してほしい。

⇒資料5の人権課題については法務省で示したもの。この中から取り上げて、重点的に取り組むなど、活用している。人権侵害と言われる事案がないとは言えないが、事実確認が難しく、相談があっても、開示できる内容は限られるため、把握が難しい。

・本審議会は守秘義務のことは、承知いただけていると思う。家族であっても話せない。ただ、提示された課題の中で、どのような事案があるのかといったものを出さないと何を審議するのかわからない。

・相談内容についての共有は難しい部分もある。前回でも相談窓口や必要な支援へのつながりが重要との意見があったが、相談窓口一覧を作っている。その活用状況や解決割合等を報告していただければ。

⇒健康支援課で作成している。相談内容別の相談案内となっている。庁内外含め掲載している。

◎相談先を知っていることで、相談にのる立場としても余裕につながり、知識として活用できれば幅がでる。

7 閉 会

(以 上)